

平成 29 年 1 月 19 日

【問い合わせ先】

求人情報適正化推進協議会・事務局

（受託者：公益社団法人全国求人情報協会）

電話：03-3288-0881

常務理事 吉田修・業務部長 佐藤日出男

求人情報提供ガイドラインと適合メディア宣言制度

平成 28 年度の厚生労働省委託事業「求人情報提供事業の適正化推進事業」の一環として、15 名の委員で構成される求人情報適正化推進協議会（座長：阿部正浩中央大学経済学部教授・以下「協議会」）が設置され、ガイドラインが作成されました。

協議会では、求職者が安心して選べる求人情報の質の向上を図ることを目的として、求人情報提供事業者による自主規制が推進されるよう実務指針となる「求人情報提供ガイドライン」を作成し、「求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言制度（仮称）」の運用を準備しています。なお、この協議会は 2016 年度は公益社団法人全国求人情報協会が受託し実施しました。

本ガイドラインの対象は、求人情報提供事業者(※)です。WEB やフリーペーパー、折込求人紙といった求人情報専門メディアはもちろん、新聞や雑誌等の一般メディアを発行する事業者、直接応募が可能な職業紹介機関における求人情報サービス等を対象としています。ソーシャルネットワークや職業紹介事業者、労働者派遣事業者等も適宜参考としていただけるものです。

現行の職業安定法においては、求人情報の法的責任は募集を行う求人者にあり、求人情報を提供する事業は許可や届け出を要せず自由に行うことができることとなっており、ガイドラインは法令上の義務ではありません。また、求人情報の提供にあたっては、労働条件の明示義務は求人者や職業紹介事業者などに課せられており、求人情報を発行・発信する求人情報提供事業者には課せられているものではありませんが、協議会では、求職者の信頼に応えられる求人情報を提供するため、多くの求人情報提供事業者が自主的な基準としてガイドラインを実践されることを期待しています。

※労働者の募集を行う者の依頼を受けて、当該募集に関する情報を、労働者となろうとする者に提供する事業者